

農業委員会って何してるの？



農業委員会は、農地法に基づく権利移動の許可や農地転用案件への意見具申など、農地法等の法令に基づく事務、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を行っています。



〈お問い合わせ〉
農業委員会事務局
TEL.0287-72-6925



様々な問題にじっくり鋭く迫ります！

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門誌です。

全国農業新聞

発行日 月4回金曜日
購読料 月額700円(税込)
問い合わせ先 農業委員会事務局
TEL.72-6925

農地の貸し借りや、民泊の開業について相談のある方はご連絡ください



一般社団法人
那須町農業公社

〒329-3222 栃木県那須郡那須町大字高久丙4-236
TEL.0287-73-5545
FAX.0287-73-5546
(月～金 8:30～17:15)



田中さんが民泊を 経営していて感じる 魅力と今後について

田中さん一家が口を揃えて語る農家民泊の魅力は、宿泊客が来ることで家族の生活に「普段と違う刺激」が加わり、家がいっにも増して明るくなる点です。特に、学生たちとの触れ合いは家族に新たな活力をもたらし、農業に対するモチベーションも自然と高まると感じているそうです。健太郎さんは「家族だけで農業だけをしていると、どうしても農業を含めた日々の生活が単調になりがちですが、学生たちが来ることで、家族で生活しているだけでは得られない刺激を得られますし、自分たちの農業がど



農家民泊は、農家と宿泊者双方に得られるものがあります



今まで受け入れてきた子どもたちとの思い出

農家民泊への想いを語る田中さんご一家

け大切に面白いものか、改めて実感することができません」と語ります。また、民泊体験を経て、田中さんの生産したお米をお土産として持ち帰った学生やそのご家族の中には、その後も定期的に購入してくださるお客様もいらっしゃるそうです。那須町に訪れた際に顔を見せに来てく

れた学生もいたそうで、こうしたつながりが生まれることも民泊の魅力の一つです。さらに、お小遣い程度の副収入も得られるため、和江さんは「本業の農業に加えて、ちょっとした収入になるのも助かっています」と言います。ただし、健太郎さんは「農家民泊の経営を本業にするのはかなり難しく、一大事業にするのであれば、規模の拡大や増反、宿泊施設の増築、それに伴う人員の増員が必要になる」とおっしゃっていました。田中さん一家は、農業に並行して農家民泊を続けていきたいという意向を示しています。健太郎さんは「現在の規模では一大事業にはできませんが、民泊が家に活気をもたらす、農業へのモチベーションを高めてくれるので続けていきたい」と話します。和江さんは那須町内ではまだ数の少な

い農家民泊として、今後はこのような経営を行う農家さんが増えていくことを期待しています。今は大田原市や那須塩原市など他の市町の民泊を営む農家さんと連携して、一学年を手分けして受け入れられていますが、那須町内だけで一校受け入れられるようになればいいなと思っています」と語ります。県外からの宿泊客を主な対象とする農家民泊は、「コロナ禍を経てもなお、全国的にその数を増やしています。那須町でも、豊かな観光資源を背景に、農家民泊や農家体験が重要な役割を果たし、注目される日が近いかもしれません。今後、地域や地域の農作物の魅力により多くの人々に伝えるために、農家民泊の更なる発展が期待されます。」



Farmer's Report

田中さんご一家は、農業をしながら自宅の空き部屋を利用した農家民泊を営んでいます。農作業の体験を通じて、学生たちに農業の大切さを伝え、家族で迎える温かい宿泊体験を提供しています。



取材当日、民泊に参加している学生さんが農業体験を行っていました

No.19



暮らしの中でおもてなし 「農家民泊の魅力」 田中農場 田中健太郎さん

農家民泊のはじまりと現在の取組

田中さん一家では、和江さんが町の広報誌で農家民泊を知り、近隣市町で先に開業していた方々の実体験を聞き、開業に至りました。宿泊部屋として自宅の空き部屋を使ったこともあり、初期費用は町の農業公社による開業手続きの依頼料だけ！手軽に始められる点も大きな魅力です。田中さん一家では、主に中高生をゲスト

として受け入れており、農家民泊を通じて農業に触れる貴重な機会を提供し、子どもたちに田舎の温かさや魅力を直接体験してもらうことを願っています。このような体験により、普段何気なく食べている食材がどれだけ大切であるか、農業の大切さを再認識するきっかけになれば嬉しいと話しています。



受入農家ごとに得意な体験を提供し、農村の暮らしを知ってもらえます



居心地の良い空間をつくることも民泊経営で大切です

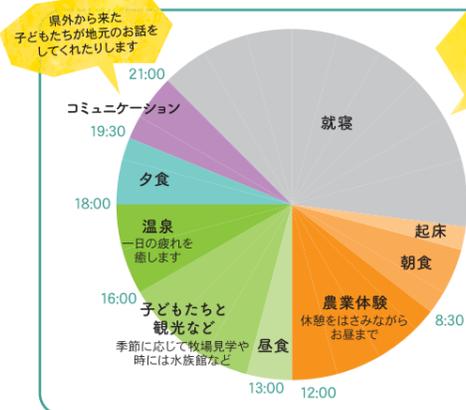


仕事の大変さや、収穫の喜びを知ってもらう

農業体験の様子・宿泊するお部屋

Point!

許認可を受けるための申請関連の費用としては、特例簡易宿所の許可申請手続きに22,000円、その他に、宿泊所で使用している水が水道水でない場合には水質検査とその手数料が必要になります。詳しく是那須町農業公社へ！



学生さんを受け入れた、とある1日のスケジュールをご紹介します。(一例)



Point!

学生を受け入れる場合は、事前に取りまとめ事業者から確認があるので、受け入れ可能なときだけ受け入れられる柔軟さも魅力です！

民泊一日のスケジュール



現在、健太郎さんご両親の家族3人で農業を営んでいる田中さんご一家。本業である農業と並行して農家民泊を営んでいます。民泊について様々な話をお聞きしました！



田中さんご一家と編集委員

たがやす 70号

令和7年1月15日発行

がんばるファーマー応援記

農家民泊のすゝめ

- ・農家民泊を始めるには
- ・農家民泊経営の魅力



その他コンテンツ

農業者年金に加入しませんか？

農業委員会とは？

全国農業新聞購読しませんか？



一人ひとりの農業者を応援する /

農業者年金



国が支える 安心が
大きくなる 担い手
積立年金

農業者年金は、農業者のための公的な積立年金です。安心で豊かな老後のために、農業者年金の加入をお考えください。

3つの要素を満たせばどなたでも加入できます！

国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上農業に従事

20歳以上60歳未満

農業者年金のメリット

- ★少子高齢化に強い積立方式の年金です。
- ★終身年金で80歳まで保証つきです。
- ★支払った保険料は全額社会保険料の控除の対象
- ★若年層には手厚い政策支援(国庫補助)



政策支援とは次の3つの要件を満たす方が受けられます。

- ①60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれること
- ②必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること
- ③下記の区分いずれかに該当する人

区分	必要な要件	保険料月額2万円に対する補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1又は区分2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は後継者		
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たすもので3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者		—

※保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助を差し引いた金額となります。
 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属
 ※国庫補助分を受給するには、受給するまでに農地等の権利や経営に関する名義を経営承継する必要があります。

詳しくはお問い合わせください 那須町農業委員会事務局 TEL.72-6925

編集後記



編集委員 平山 貴典

新年明けましておめでとうございませう。皆様にとって、今年も実り多い一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。私自身、農業に携わる一人として、これからも地域に根ざし、農業の発展に少しでも貢献できるよう精進してまいります。昨今、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。天候不順や労働力不足、コストの増加など、農家の皆さんが抱える課題は年々大きくなっています。それでも、ひとつ喜ばしいニュースがあります。それは、長らく低迷していた米の価格が改善されつつあることです。このことは、私たち農家にとって励みとなり、今後の農業経営に少なからず希望をもたらしてくれています。私自身も、新しい挑戦を続けています。先輩農家の方々にはまだまだ及びませんが、今までの経験を生かし、今年新しい品種の作付けに挑戦しました。年齢に関係なく、農業は常に学びの連続であり、何歳になっても新しいことに挑戦する意欲を持ち続けることが大切だと感じています。これからの地域情報をお届けする役目を果たしていきたいと考えております。

編集委員 人見 貴典
 編集委員 平山 貴典
 編集委員 渡辺 貴典